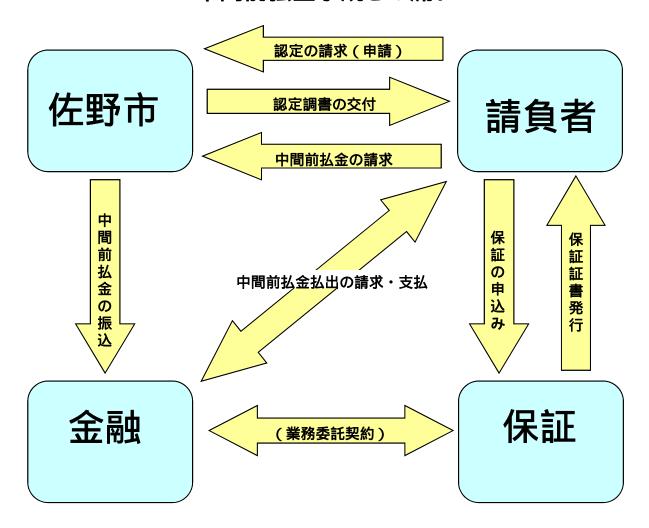
中間前払金手続きの流れ



認定の請求

請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、市(工事担当課)に対し、中間前金払に係る「認定請求書」及び「工事履行報告書」を提出します。

認定調查

市(工事担当課)は、請負者から中間前金払に係る「認定請求書」の提出があったときは、速やかに中間前払金の支払要件を満たしているかどうかを確認し、認定調査の結果、支払要件を満たしている場合は、中間前金払に係る「認定調書」を交付します。

保証の申込み

請負者は、中間前金払に係る「認定調書」を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。

保証証書の発行

請負者は、市から交付を受ける中間前金払に係る「認定調書」により、保証事業会社と前払金 保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼してください。

中間前払金の請求

請負者は、請求書(市の指定する様式)に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書(原本)を添えて、市(工事担当課)に提出してください。

中間前払金の振込

市(工事担当課)は、請負者から中間前払金の請求を受けた後、請求を受けた日の翌日から起算して14日以内に、請負者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。